



税や社会保障関係の書類へのマイナンバー記載スケジュールを把握しておきましょう。

税や社会保障関係の書類へのマイナンバーの記載時期は、制度によって異なります。それぞれの書類にマイナンバーを記載する時期をきちんと把握し、準備しておくことが大切です。

分野	主な届出書などの内容	施行日
税	「マイナンバー」または「法人番号」を追加予定 ・給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 ・従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書 ・給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書 ・退職所得の受給に関する申告書 ・公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 など	平成28年1月1日提出分～
雇用保険	「マイナンバー」を追加予定 ・雇用保険被保険者資格取得届 ・雇用保険被保険者資格喪失届 など 「法人番号」を追加予定 ・雇用保険適用事業所設置届 など	平成28年1月1日提出分～
健康保険 厚生年金保険	「マイナンバー」を追加予定 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 など ・健康保険被扶養者（異動）届 など	平成29年1月1日提出分～
	「法人番号」を追加予定 ・新規適用届 など	平成28年1月1日提出分～
国民健康保険組合については、平成28年1月1日より各種届出書等にマイナンバーを記載することとなります。		

【マイナンバー制度のお問合せ / マイナンバー全国共通ナビダイヤル】
TEL 0570-20-0178

※ナビダイヤルは通話料がかかります。
※平日 9 時 30 分～ 17 時 30 分（土日祝日・年末年始を除く）
※一部 IP 電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。

【内閣官房マイナンバー制度ホームページ】
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

参照：内閣官房 社会保障改革担当室等 社会保障・税番号制度 広報資料

平成27年10月から
マイナンバーが個人へ通知されます！



導入準備は進んでいますか？
日本国内の全住民に周知される一人ひとり異なる12桁の番号をマイナンバーといい、平成28年1月以降、税や社会保障の手続きの際に必要となります。

マイナンバーの導入に際し、事業者のみなさまは、社会保障や税の手続きのため、従業員の方々からマイナンバーを取得し、適切に管理・保管する必要があります。

従業員数の少ない事業者では、以下のチェックリストを参考にしてください。

マイナンバー導入チェックリスト

担当者の明確化と番号の取得

- マイナンバーを扱う人を、あらかじめ決めておきましょう（給料や社会保険料を扱っている人など）。
- マイナンバーを従業員から取得する際には、利用目的（「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」）を伝えましょう。
- マイナンバーを従業員から取得する際には、番号が間違っていないかの確認と身元の確認が必要です。

- ① 顔写真の付いている「個人番号カード」か、
- ② 10月から届くマイナンバーが書いてある「通知カード」と「運転免許証」などで確認を行いましょう。

※ 従業員で身元の確認が十分できている場合は、番号だけ確認してください。
※ アルバイトやパートの方も、マイナンバーの番号確認や身元確認が必要となります。

〈個人番号カード〉



表面(案)



裏面(案)

〈通知カード〉



マイナンバーの管理・保管

- マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに大切に保管するようにしましょう。無理にパソコンを購入する必要はありません。
- パソコンがインターネットに接続されている場合は、ウィルス対策ソフトを最新版に更新するなどセキュリティ対策を行いましょう。
- 従業員の退職や契約の終了などでマイナンバーがなくなったら、細かく裁断するなどマイナンバーの書いてある書類を廃棄しましょう。パソコンに入っているマイナンバーも削除しましょう。

参照：内閣官房 社会保障改革担当室 マイナンバー導入チェックリスト

マイナンバー制度の導入がスムーズに行えるよう、社内報や掲示板などで、従業員の皆さんに制度概要（マイナンバーの通知が届く時期や使用目的など）の情報を提供しましょう。